

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月21日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第12号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する規則の一部を改正する規則

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する規則(令和2年柴田町規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号。以下「法」という。)第17条第4項(法附則第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、柴田町が設置する小学校、中学校及び保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。) (以下「学校等」という。) 児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。) の保護者(法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。以下同じ。) から徴収する額(以下「保護者負担金」という。) の決定及びその徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保護者負担金の額)</p> <p>第3条 保護者負担金の額は、児童生徒等1人当たり、次の各号に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校及び中学校 460円(生活保護法(昭和25年法律第144号)によ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号。以下「法」という。)第17条第4項の規定により、柴田町が設置する学校等(以下「学校等」)の児童、生徒又は幼児(以下「児童生徒等」という。)の保護者(法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。以下同じ。)から徴収する額(以下「保護者負担金」という。)の決定及びその徴収に関し、<u>法及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成15年政令第369号)に定めがあるものを除くほか</u>、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保護者負担金の額)</p> <p>第3条 保護者負担金の額は、<u>各年度につき</u>、児童生徒等1人当たり、次の各号に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校 460円</p>

る保護を受けている世帯に属する者にあ
っては、20円)

(2) 保育所 240円(生活保護法によ
る保護を受けている世帯に属する者にあ
っては、27円)

(保護者負担金の免除)

第4条 保護者が、次の各号のいずれかに該当
するときは、経済的理由により保護者負担金
を免除することができる。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する
要保護者
- (2) 前号に掲げる者に準ずる程度に困窮
していると認める者

(2) 中学校 460円

(3) 保育所 240円

(保護者負担金の免除)

第4条 保護者が、次の各号のいずれかに該当
するときは、経済的理由により保護者負担金
を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第14
4号)第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する
要保護者に準ずる程度に困窮していると認
める者

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター災
害共済給付に係る保護者負担に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。